

最低賃金の引き上げを中小企業活性化政策へつなげよう

最低賃金の目安額が示され、今年も地方の最低賃金審議会における議論が始まった。この小稿を目にされる時期には、おそらく多くの地域別最低賃金が決定されているものと思う。

昨年の地域別最低賃金改定後の時点では、生活保護を下回る地域別最低賃金が3道県だったものが、直近の生活保護実態との比較で、11都道府県に拡大していることが注目された。このように、生活保護費との逆転県の数が増える理由は、最低賃金と比較する生活保護費の算出基準にある。最低賃金の比較対象となっている生活保護給付水準は、平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において「手取額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較する」として示されている。つまり、若年単身者＝12歳～19歳の生活保護1類+2類+期末一時扶助額の県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものを178.3時間で除し、さらに可処分所得比率の0.849で除したものを比較している。最近の生活保護世帯の居住地分布をみると2006年には、1級地に居住する世帯数が55.2%、2級地23.3%、3級地21.5%であったが、2010年(最新の調査で、今年の最低賃金との比較対象となる)では、1級地56.7%、2級地23.3%、3級地20.1%と1級地が増加し、3級地が減少している。都市部で新たに被保護者となった人が多いことが原因と考えられるが、このことによって住宅扶助実績値が増加したことや健康保険料率や厚生年金保険料率等の引き上げに伴う可処分所得比率の低下によって、最低賃金を引き上げても翌年には逆転県が増加するという現象が生まれているのである。

最低賃金と生活保護との関係については、働かない方が楽というモラルハザードを生むということから、2007年の最低賃金法改正の際に「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされ、生活保護給付水準との逆転を回避するような取り組みが進められている。当然の取り組みだと思われるが、生活保護給付水準との逆転が解消すれば、それで問題は解決するのであろうか。生活保護費と最低賃金の関係について、中央最低賃金審議会のHPIにはグラフでのみ示

されている。これによると東京の場合、生活保護給付水準が126,000円強/月、最低賃金が124,000円弱/月である。しかし、東京においてこの水準で健康で文化的な生活が営めるのだろうか。まさに喫緊の課題である単身世帯主非正規労働者の生活を維持することも困難だと言わざるを得まい。まして母子家庭、父子家庭では困難な生活を強いられることは明らかである。

最低賃金がこのような水準であるにもかかわらず、経営者は毎年のように中小企業の事業継続の困難さや生産性向上の困難さ、雇用環境の悪化を理由として最低賃金の引き上げに強い抵抗を示している。中小零細企業経営の厳しさについて異論をはさむつもりはないが、最低賃金決定要件の一つである支払い能力は、通常の事業の支払い能力であって、事業継続が困難な企業の支払い能力ではない。もしそのようなことになれば、賃金の低い企業の競争力が強まり、相対的に高い賃金を支払っている企業の経営が悪化することになりかねない。また、生産性の向上などの支援策が、2010年の雇用戦略対話によって決められ、2011年から行われているが、その利用は少ないようである(2011年の業種別支援策11件、地域別支援策372件)。ただし、相談件数は2011年12,554件となっており、その内容も生産合理化やコストダウン対策、人事制度の構築など多岐にわたっている。これらの相談窓口は全国の商工会議所、中小企業団体中央会、経営者協会、社会保険労務士会などに設置されている。だとすれば、「中小企業の存続をおびやかす、雇用や地域経済にも悪影響を及ぼすことになる」との審議会での経営側の主張は、これらの支援策が審議会委員を選出している商工会議所や中小企業団体中央会、経団連を通じて活用するシステムであることから考えて、これらの支援策を活用する努力を十分にしないで、最低賃金引き上げに反対しているとも言える。

個別企業では賃金原資を決定する際に、賃上げ原資の吸収策をも論議する中で、労使の合意を図っている。難しいことは十分承知の上ではあるが、最低賃金の金額改定においても、デフレ脱却やワーキングプアをなくすために、必要な政策を具体的に提起できるような議論も求められるのではないかと。引き続き行われる特定最低賃金の審議においても、同様の視点を持っていただければ幸いである。

(主任研究員 中野 治理)